

貧困問題改善に向けた取組みを積極的に推進する会長声明

当会は、これまで多重債務問題に対して積極的に取組み、単なる債務の法的整理のみではなく、貧困問題として捉え必要に応じて生活保護の申請に繋げる等、多重債務に苦しむ市民へ、生活再建に向けた法的サービスを提供し、セーフティネットとしての役割を担ってきた。

しかしながら、昨年のいわゆるリーマンショック以来、世界的な経済不況の波を受けて、派遣切り・正社員の雇用削減・収入減少、等により、我が国の経済は極めて厳しい状況に陥っている。それまで住んでいた住居を退去せざるを得ず、次の住居を確保できず路上生活を余儀無くされている人も多い。また、敷金、礼金の不要なゼロゼロ物件に関してトラブルに巻き込まれる例も出てきている。多重債務問題に関しては、貸金業者への金利規制の強化により、多くの人が登録貸金業者から借入れができなくなり、ヤミ金の被害が増加しているとして、金利規制を緩和すべきであるとの声も一部からは聞かれる。しかしながら、生活費不足が借入れの主な原因であり、単に借入れをしやすくしても何ら抜本的な解決にはならず、むしろ借入れをしなくても生活できるよう対策を講じなければならない。

憲法では、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、と定められている。このため、最後のセーフティネットとして生活保護制度がある以上、同制度の適切な運用を図ることにより、法的支援の狭間に落ち込んでいる人の生活破壊を防がなければならない。そしてその上で全ての人が安心して暮らせる社会を作りあげていくべきである。

現在では毎年3万人以上の自殺者がいるが、その主な理由として経済問題が挙げられており、それとともに健康問題が上位に挙げられている。自殺者の9割がうつ病等の精神的な疾患を患っているとの指摘もあり、様々な要因が複雑に絡みあっていることが見て取れる。私たちが多重債務等の相談を受けた際には法律的な視点からの解決のみに終始せず、医療的措置が必要と思われる場合には、医療機関への受診へ繋げる等他の専門機関と連携を行い、相談者の生活を総合的に再建できるよう体制を作ることが必要である。

また、多重債務に陥らないように、万一、多重債務に陥ることがあったとしても、専門機関へ相談すれば解決できることと、様々な社会保障制度を受けられるということ、学校教育の場においても伝え、将来ある子供たちへ、問題への対処法を予め伝えていく必要がある。

以上のとおり当会は、貧困問題を単なる経済的な問題としてではなく、労働、医療、社会保障、教育等様々な問題として捉え、具体的な問題への対応と、長期的視点からあるべき社会の姿を常に検討して対応していく社会的責任があることを認識し、以下の取組みを積極的に進めていくことを明らかにする。

- 1、経済的困窮者、社会的弱者を対象とした法律支援事業の拡充
- 2、多重債務への対処に家計管理も含めた生活再建に向けた相談体制の確立
- 3、多重債務、労働、社会保障制度等の総合的相談体制の拡充
- 4、専門他機関との連携による総合的支援体制の確立
- 5、立法、行政等関係諸機関に対する提言

平成21年6月26日

神奈川県司法書士会会長 古根村 博 和